

川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準

(趣旨)

第1条 本基準は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)及び「川越市地域クラブ活動(部活動地域展開)に向けたガイドライン」(令和8年1月策定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、川越市として認定地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 川越市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、ガイドラインの3-(3)-「ア 認定要件」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - 四 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - 五 適切な運営体制が確保されていること
 - 六 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、川越市が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

(認定申請)

第3条 川越市認定地域クラブ活動の認定の申請は、ガイドラインの3-「(5)認定の申請」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 2 認定の申請は、川越市認定地域クラブ活動の認定を受けようとする実施主体が、川越市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、川越市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を、川越市又は運営団体に提出することにより行うものとする。
- 3 川越市又は運営団体は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 川越市認定地域クラブ活動の認定は、ガイドラインの3-(6)-「ア 認定」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 2 川越市は、前条第1項の規定による申請があった場合には、申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。
- 3 第1項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は、「川越市認定地域クラブ活動」と

呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 認定地域クラブ活動の認定又は不認定の通知は、ガイドラインの3－(6)－「ア 認定」に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 2 川越市は、前条第2項の規定による認定をしたときは、川越市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 川越市は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、川越市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 川越市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、ガイドラインの3－(6)－「イ 認定期間」で定めるとおりとする。

（変更の届出）

第7条 川越市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに川越市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第5号）により川越市又は運営団体に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 川越市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに川越市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第6号）により川越市又は運営団体に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 川越市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに川越市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第7号）により川越市又は運営団体に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 川越市は、ガイドラインの3－(3)－「イ 認定の取り消し」に定めるもののほか、川越市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 川越市認定地域クラブ活動の実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

- 2 川越市は、第1項の規定により認定を取り消したときは、川越市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により、川越市認定地域クラブ活動の実施主体に通知するも

のとする。

（認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第 11 条 川越市又は運営団体は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、川越市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（認定地域クラブ活動に対する支援）

第 12 条 川越市は、川越市認定地域クラブ活動について、ガイドラインの 3－「（４）認定地域クラブ活動が受けられる支援」のほか、次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒、保護者等に対する情報提供
- 二 認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

（委任）

第 13 条 この基準に定めるもののほか、地域クラブ活動の認定の申請に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

本基準は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（提出先）
川越市長

団体名
代表者氏名

川越市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

川越市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第 3 条第 1 項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 川越市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 川越市又は運営団体からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

様式第 1 号 別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	代表者 住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	主な活動内容	
7	募集対象者	
8	参加者数（中学生）	名 (1年生 名、2年生 名、3年生 名) (男子 名 女子 名)
8	活動時間及び活動場所	【活動時間】 【活動場所】
9	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費： 円／（月・年） 保険料： 円／（月・年） （加入保険名： ） その他： 円／年 〔 内容： 〕
10	添付書類 ※②以降は、別冊「川 越市地域クラブ活動申 請書 添付書類集」を参 照(添付第○号と表記) ※添付第 6 号「認定要 件にかかる動画一覧」 を必ず御覧の上、④の 動画視聴確認欄に☑を 入れること。	① 川越市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第 2 号） ② 地域クラブ活動の活動計画書（添付第 1 号） ③ 地域クラブ活動に係る収支計画書（添付第 2 号） ④ 地域クラブ活動の構成員名簿（添付第 3 号） ⑤ 地域クラブ活動の生徒名簿（添付第 4 号） ⑥ 団体の規約または会則等（添付第 5 号の規約例を元に作成すること。）

川越市認定地域クラブ活動認定要件確認書

【お願い】必ず申請前に、本確認書を元に川越市又は運営団体と申請前に事前協議（ヒアリング、状況により現地確認及び根拠資料の提出依頼等）を行ってください。事前協議後にすべての□に☑の上、川越市又は運営団体に申請書兼誓約書と併せて提出してください。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市、地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※¹ 実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※² 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※³ 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※⁴ 市が実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※¹を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- ☐ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※²
- ☐ 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ☐ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと
- ☐ 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

(提出先)
川越市長

団体名
代表者氏名

※運営団体使用欄

事前協議実施日	対応者所属・氏名	実施内容（○印）
年 月 日		ヒアリング ・ 現地調査 ・ 根拠書類の提出 (内容)

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

川越市長

川越市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった川越市認定地域クラブ活動の認定申請について、
「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

（※必要に応じて記載）

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

川越市長

川越市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、川越市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 不認定の理由

年 月 日

（提出先）
川越市長

団体名
代表者氏名

川越市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで川越市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第 7 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

（提出先）
川越市長

団体名
代表者氏名

川越市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで川越市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

年 月 日

（提出先）
川越市長

団体名
代表者氏名

川越市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで川越市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第9条の規定により下記のとおり川越市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

川越市長

川越市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで川越市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「川越市認定地域クラブ活動の認定に関する基準」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由